

Gochiso株式会社

定 款

45

平成28年11月8日 作 成

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、Gochiso株式会社と称し、英文では、Gochiso Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットにおける情報提供サービス事業
2. 飲食店を中心としたイベントの企画、運営
3. 特定非営利活動法人等の団体の募金活動の支援
4. 飲食店並びに特定非営利活動法人等の人材採用活動の支援
5. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会と取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100万株とする。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

### (相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

### (株券の不発行)

第9条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載もしくは記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第12条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届けなければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たるとする。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の数)

第30条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3

分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第33条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第37条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金40万円とする。

(設立に際して発行する株式)

第38条 当会社の設立に際して発行する株式は、普通株式4000株とし、その払込金額は1株につき金100円とする。

(成立後の資本金)

第39条 当会社の成立後の資本金の額は、金40万円とする。

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年10月31日までとする。

(設立時の役員)

第41条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	ニュエン・フィリップ・ロン
設立時取締役	ジャクソン・キナ・アニース
設立時取締役	村田好平
設立時代表取締役	ニュエン・フィリップ・ロン
設立時監査役	小山元祥

(発起人の氏名及び住所等)

第42条 当会社の発起人の氏名及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目1番1号スペースアベノ201号

3200株 32万円

ニュエン・フィリップ・ロン

大阪市浪速区桜川三丁目1番5-1016号

400株 4万円

ジャクソン・キナ・アニース

大阪府豊中市上野西三丁目1番45号  
400株 4万円  
村田好平

(定款に定めのない事項)

第43条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、Gochiso株式会社を設立のため、発起人ニューエン・フィリップ・ロン外2名の定款作成代理人である 司法書士 稲津 喜久代 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年11月8日

発起人 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目1番1号  
スペースアベノ201号  
ニューエン・フィリップ・ロン  
発起人 大阪市浪速区桜川三丁目1番5-1016号  
ジャクソン・キナ・アニス  
発起人 大阪府豊中市上野西三丁目1番45号  
村田好平

上記発起人3名の定款作成代理人

大阪市北区天神橋二丁目4番17号 千代田第一ビル  
司法書士 稲津 喜久代



同一の情報の提供

提供の日付： 2016年11月14日  
公証人： 12020021 吉浦 正明  
所属法務局： 大阪法務局  
公証役場： 平野町公証役場  
大阪市中央区平野町2丁目1番2号  
(沢の鶴ビル内)



請求対象の登簿管理番号： 16-1202002102001712  
請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証  
請求対象の認証日： 2016年11月14日  
請求対象の処理公証人： 12020021 吉浦 正明  
所属法務局： 大阪法務局  
公証役場： 平野町公証役場  
大阪市中央区平野町2丁目1番2号  
(沢の鶴ビル内)

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。